

○池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例

平成18年6月29日

条例第24号

改正 平成25年3月28日条例第1号

令和元年9月25日条例第16号

令和4年12月22日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、池田市が設置する公の施設に関する管理の業務（施設の維持管理（小規模な修繕を含む。）及び運営（市民に対して当該公の施設の設置目的であるサービスを具体的に提供するための一連の取組をいう。）に関する業務をいう。以下同じ。）を、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者に行わせる場合の必要な事項について定め、もって公の施設の管理の適正と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 指定管理者による公の施設の管理については、他の条例に特別の定めがある場合のほか、この条例の定めるところによる。

(基本方針)

第3条 市長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針を定め、公表しなければならない。これを変更したときも同様とする。

- (1) 指定管理者による管理の対象とする公の施設の基準
- (2) 指定管理者の選定基準
- (3) 指定の期間

(指定管理者の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者となることができない。

- (1) 破産法（平成１６年法律第７５号）第２条第４項に規定する破産者
- (2) 第１３条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して３年を経過しない団体
- (3) 役員又はこれに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 指定管理者が第１３条の規定により指定を取り消された場合において、その取消しの日前３０日以内に役員等であった者でその取消しの日から３年を経過しないもの

ウ 心身の故障により管理の業務を行うに当たって必要となる認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者

（一部改正〔令和元年条例１６号〕）

（公募による指定）

第５条 指定管理者の選定は、市長（教育委員会が所管する公の施設については教育委員会。以下同じ。）が行う公募に応じたものの中から、第３条第２号の選定基準に従い、行う。

２ 公募に応じようとする団体（以下「応募団体」という。）は、申請書に添えて、事業計画（指定の期間内における管理の業務の実施方法、見込まれる経費の概算とその財源その他必要事項について定める計画をいう。以下同じ。）及び規則で定める資料（第８条第２項において「事業計画等」という。）を市長に提出しなければならない。

３ 市は、次に掲げるすべての要件が満たされる場合でなければ、応募団体を指定管理者に指定してはならない。

(1) 事業計画が、当該公の施設の設置及び管理について定める条例の規定に

適合し、かつ利用者のサービスの確保のために適切なものであること。

(2) 事業計画に沿った業務を安定かつ継続して実施するための能力を応募団体が有していること。

(3) 管理の業務の公平かつ公正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

4 前3項に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は、規則で定める。

(公募によらない指定)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、候補とする団体との協議により、当該団体を指定管理者に指定することができる。

(1) 当該公の施設を通じて提供されるサービスの主たる対象となる住民で構成される団体が指定管理者となる場合

(2) 前条に定める手続きの結果、指定管理者が決定されなかった場合

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(申請事項の変更)

第7条 指定管理者は、事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 前項の変更は、指定の日から1年を経過するまでは行うことができない。

3 指定管理者は、応募に係る事項（事業計画に定める事項を除く。）を変更しようとするときは、変更しようとする日の14日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の告示等)

第8条 指定管理者の指定をしたときは、市長は、規則で定めるところにより告示しなければならない。

2 市長は、指定管理者の指定の日から14日間、第5条第2項（第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該団体から提出された

事業計画等及び指定の理由を示す書面を市民の縦覧に供しなければならない。

（年度協定等）

第9条 指定管理者は、毎年度の開始前（管理の業務が年度の途中から開始される場合にあつては、管理の業務の開始前。第13条第2項第2号において同じ。）に、事業計画に基づき、当該年度における管理の業務の実施に関する協定（以下「年度協定」という。）を市長と締結しなければならない。締結した年度協定を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、年度協定を締結したときは、当該団体が指定管理者であることを確認した旨の告示をしなければならない。

3 指定管理者は、毎年度終了後（管理の業務が年度途中で終了する場合にあつては、管理の業務の終了後）3か月以内に、当該年度における管理の業務に関する事業報告を市長に提出しなければならない。

4 前各項に定めるもののほか、年度協定及び事業報告に関し必要な事項は、規則で定める。

（管理の業務の休廃止）

第10条 指定管理者は、市長の許可を得なければ、管理の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（秘密保持義務）

第11条 指定管理者の役員及び職員又はこれらに準ずる者並びにこれらの者であった者（以下「役職員等」という。）は、管理の業務に関して知り得た情報を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（開示請求等の特例）

第12条 市長は、指定管理者が保有する文書（規則で定めるものを除き、指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（公の施設の管理の業務に関する部分に限る。）をいう。以下この項において「保有

文書」という。)について、池田市情報公開条例（平成１６年池田市条例第１号）第５条又は個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条第１項の規定による開示の請求をされたときは、当該指定管理者に対し、当該請求に係る保有文書の提出を求めることができる。この場合において、当該指定管理者は、これを拒むことができない。

- ２ 前項の規定による請求に係る審査請求について諮問があった場合において、池田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１６年池田市条例第３号）第７条第４項の規定に基づく資料の提出又は事実の陳述の求めがあったときは、指定管理者は、これを拒むことができない。

（一部改正〔令和４年条例２５号〕）

（指定の取消し等）

第１３条 市長は、指定管理者が第４条各号のいずれかに該当するに至ったときは当該指定管理者の指定を取り消さなければならない。第５条第３項に掲げる要件に適合しなくなったと認めるときも同様とする。

- ２ 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (１) 第７条の規定に違反したとき。
- (２) 年度の開始前に年度協定を締結できる見込みがないと認められるとき。
- (３) 第１０条の規定に違反したとき。
- (４) 役職員等が第１１条の規定に違反したとき。
- (５) 前条第３項又は第４項の求めを拒んだとき。
- (６) 法第２４４条の２第１０項の規定による実地の調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき又は指示に従わないとき。
- (７) 役職員等が管理の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
- (８) 不正な手段により指定を受けたとき。

- 3 指定管理者は、管理の業務を事業計画及び年度協定に沿って実施することが困難となった場合であって、第7条第1項又は第9条第1項の規定による変更ができないときは、指定の取消しを申し出ることができる。
- 4 市長は、指定の取消し等（前3項の規定による指定の取消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令をいう。以下同じ。）を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、市はその賠償の責めを負わない。
- 6 指定の取消し等の後、管理の業務の再開又は新たな指定管理者による管理の業務が開始されるまでの間における当該公の施設の管理の業務は、市長が行うものとする。この場合において、これに要した費用は、当該指定の取消し等を受けた団体が負担する。
- 7 前項前段の規定は、第5条又は第6条の手続きにより指定管理者が選定できなかった場合に準用する。
（選定又は評価に係る委員会）

第14条 指定管理者の選定に係る調査審議を行うため、指定管理者選定委員会を置く。

- 2 指定管理者による当該公の施設の管理に関する評価を行うため、指定管理者評価委員会を置く。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、指定管理者評価委員会において第1項に規定する事務を行わせることができる。この場合において、市長は、これを指定管理者選定・評価委員会とするものとする。
- 4 前3項に規定する委員会の名称は、当該公の施設の名称又はその内容を示す事項を冠するものとする。

（追加〔平成25年条例1号〕）

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（一部改正〔平成25年条例1号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に指定管理者に指定されているものは、この条例第3条、第5条（第3項を除く。）、第6条及び第8条の規定に従い指定されたものとみなす。

附 則（平成25年3月28日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 前項本文の規定による施行の日前に、第4条の規定による改正前の池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条の規定による指定管理者の資格に基づき行われた指定管理者に係る選定、処分その他の行為により生じた効力については、同日以後においても、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月22日条例第25号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に第4条の規定による改正前の池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第12条第2項の規定により受理した開示請求に係る開示に関する決定、費用の負担、審査請求その他の手続については、なお従前の例による。